

6 福薬業発第 207 号
令和 6 年 8 月 23 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
常務理事 竹野 将行

令和 6 年度診療報酬改定において経過措置を設けた施設基準の取扱いについて
(追加案内)

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして令和 6 年 8 月 20 日付け 6 福薬業発第 196 号にてお知らせしたところですが、九州厚生局指導監査課より追加のご連絡がありましたのでお知らせいたします。

経過措置に係る要件を満たしており、引き続き算定する場合は令和 6 年 9 月 13 日 (金) [必着] ですが、施設基準変更 (例、地域支援体制加算 2 → 1 または 1 → 2 へ変更となる場合等) の届出及び辞退の届出を令和 6 年 9 月 2 日 (月) [必着] にて提出をお願いいたします。

ご多忙とは存じますが、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 6 年 8 月 22 日

福岡県薬剤師会長 様

九州厚生局指導監査課長

令和 6 年度診療報酬改定において経過措置を設けた
施設基準の取扱いの周知について（依頼）

平素から社会保険医療行政の推進にあたり、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、令和 6 年度診療報酬改定において、令和 6 年 8 月 31 日で経過措置の期限が到来する施設基準について、令和 6 年 9 月 1 日以降も引き続き算定する場合には、届出が必要とされているところです。

当該経過措置に係る届出については、令和 6 年 8 月 9 日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡「別添 1」により、令和 6 年 9 月 13 日（金）までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものは、同月 1 日に遡って算定することができるものとされました。

当局においては、届出漏れが生じないように、当該経過措置に係る施設基準を届け出ている保険薬局に対し、周知文書「別添 2」を送付することとしておりますが、貴会におかれましても、当該取扱いの会員各位への周知についてご配慮いただければ幸いです。

なお、当局公式ホームページ [<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/>] にて関係通知及び届出様式等を掲載しておりますので、併せてご参照ください。

記

取扱いの概要

1 経過措置に係る要件を満たしており、引き続き算定する場合

当該経過措置項目に係る様式の提出が必要となります。（詳細は別添 1（又は 2）をご参照ください。）

なお、当該取扱いは、令和 6 年度診療報酬改定において、令和 6 年 8 月 31 日に経過措置の期限が到来する施設基準のみが対象となります。

2 要件を満たさない場合

施設基準を満たしていない場合は、変更又は辞退の届出が必要となります。

事務連絡
令和6年8月9日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

令和6年度診療報酬改定において経過措置を設けた施設基準の取扱いについて

基本診療料及び特掲診療料等の施設基準並びにその届出に関する手続きについては、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和6年3月5日保医発0305第5号）、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和6年3月5日保医発0305第6号）及び「訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて」（令和6年3月5日保医発0305第7号）により示しているところであるが、当該通知の第4表1及び表2に掲げる項目であって、その項目を令和6年9月1日以降も引き続き算定する場合に届出が必要とされているもの等について別紙のとおり取りまとめたので、届出漏れ等が生じないよう、その取扱いについて遺漏なきようご対応をお願いしたい。

また、別紙の届出対象について、令和6年9月13日までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものについては、同月1日に遡って算定することができるものとするので、併せてご対応をお願いしたい。

令和6年8月31日まで経過措置の施設基準

(別紙)

令和6年9月1日以降も算定する場合に届出が必要なもの

○特掲診療料

区分	項番	届出対象	経過措置に係る要件(概要)	引き続き算定する施設基準	届出が必要な様式
調剤基本料	1	地域支援体制加算	<p>令和6年5月31日時点で調剤基本料1の届出を行っている保険薬局であって、地域支援体制加算の施設基準に係る届出を行っているものについては、令和6年8月31日までの間に限り、1の(1)のアの(ロ)の①から⑩、(2)のイ及びオ、(3)のエ並びに(11)のア、ウ及びオに規定する要件を満たしているものとする。また、令和6年5月31日時点で調剤基本料1以外の届出を行っている保険薬局であって、地域支援体制加算3の施設基準に係る届出を行っているものについては、令和6年8月31日までの間に限り、1の(2)のイ及びオ、(3)のエ並びに(11)のア、ウ及びオに規定する要件を満たしているものとし、地域支援体制加算4の施設基準に係る届出を行っているものについては、令和6年8月31日までの間に限り、1の(2)のイ及びオ、(3)のエ、(4)のウ、(6)並びに1の(11)のア、ウ及びオに規定する要件を満たしているものとする。</p>	地域支援体制加算	別添2、別添2の様式87の3及び様式87の3の2

令和 6 年 8 月 22 日

保険薬局 開設者 様

九州厚生局指導監査課長

令和 6 年度診療報酬改定において経過措置を設けた
施設基準の取扱いについて（お知らせ）

平素から社会保険医療行政の推進にあたり、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 6 年度診療報酬改定において、令和 6 年 8 月 31 日で経過措置の期限が到来する施設基準について、令和 6 年 9 月 1 日以降も当該点数を引き続き算定する場合には、再度の届出が必要とされているところです。

当該経過措置に係る届出については、令和 6 年 8 月 9 日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡（以下「本省事務連絡」という。）により、令和 6 年 9 月 13 日（金）までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものは、同月 1 日に遡って算定することができるものとされておりますので、当該点数を引き続き算定する場合は、届出漏れのないようご留意願います。

なお、既に当該経過措置に係る届出がお済みの場合は行き違いになりますので、ご容赦願います（再度の届出は不要です。）。

記

1 令和 6 年 9 月 1 日以降も算定する場合に届出が必要なもの
別紙「届出対象」欄の施設基準

2 提出書類

（1）経過措置に係る要件を満たしており、引き続き算定する場合
別紙の「届出が必要な様式」を 1 通ご提出ください。

※ 当該様式に必要な添付書類については、九州厚生局公式ホームページに掲載している届出書の添付書類一覧をご参照ください。

※ 上記の取扱いは、令和 6 年度診療報酬改定において、令和 6 年 8 月 31 日に経過措置の期限が到来する施設基準のみの取扱いとなりますので、ご留意願います。

【裏面につづく】

(2) 要件を満たさない場合

施設基準を満たしていない場合は、変更（例、地域支援体制加算 2→1 または 1→2へ変更となる場合等）及び辞退若しくは辞退の届出をご提出ください。

なお、上記にかかる提出期日については、令和6年9月2日（月）必着になります。

3 届出に用いる様式について

届出様式（添付書類一覧を含む）及び本省事務連絡について、九州厚生局公式ホームページ [<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/>] に掲載していますので、ご確認願います。

（トップページ上部のバナー〔令和6年度診療報酬改定（改定時集団指導、施設基準、疑義照会等）〕 > 〔令和6年度診療報酬改定に係る「施設基準の届出等」について〕〔・特掲診療料の届出一覧〕をクリックしてください。）

4 届出方法等

(1) 届出期限（経過措置に係る届出に限る）

令和6年9月13日（金）〔必着〕

(2) 届出方法

届出については、原則として「郵送」でお願いします。

【届出及び問合せ先】

〒812-0011

福岡市博多区博多駅前 3-2-8

住友生命博多ビル 4階

九州厚生局指導監査課

TEL 092-707-1125

令和6年8月31日まで経過措置の施設基準

(別紙)

令和6年9月1日以降も算定する場合に届出が必要なもの

○特掲診療料

区分	項番	届出対象	経過措置に係る要件(概要)	引き続き算定する施設基準	届出が必要な様式
調剤基本料	1	地域支援体制加算	<p>令和6年5月31日時点で調剤基本料1の届出を行っている保険薬局であって、地域支援体制加算の施設基準に係る届出を行っているものについては、令和6年8月31日までの間に限り、1の(1)のアの(ロ)の①から⑩、(2)のイ及びオ、(3)のエ並びに(11)のア、ウ及びオに規定する要件を満たしているものとする。また、令和6年5月31日時点で調剤基本料1以外の届出を行っている保険薬局であって、地域支援体制加算3の施設基準に係る届出を行っているものについては、令和6年8月31日までの間に限り、1の(2)のイ及びオ、(3)のエ並びに(11)のア、ウ及びオに規定する要件を満たしているものとし、地域支援体制加算4の施設基準に係る届出を行っているものについては、令和6年8月31日までの間に限り、1の(2)のイ及びオ、(3)のエ、(4)のウ、(6)並びに1の(11)のア、ウ及びオに規定する要件を満たしているものとする。</p>	地域支援体制加算	別添2、別添2の様式87の3及び様式87の3の2